

# いじめ防止基本方針

## － 基本的な考え方 －

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を講じる必要がある。

### I いじめの防止

#### 1 いじめの未然防止

- いじめを生まない土壌づくりのため、児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童が安心して、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。
- 児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

#### 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であるので、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を構築し、児童が相談しやすいように努めるとともに、ささいな兆候であっても、児童が示す変化を見逃さないようにする。

#### 3 いじめへの早期対応

- いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、いじめを行った児童には、その行為に対して毅然とした指導等を行う。
- 学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。

#### 4 教職員の資質の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の活用等に努める。

#### 5 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

#### 6 関係機関との連携

いじめへの対応において、また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関の役割に応じて、いじめの防止等のための連携に努める。

#### 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、観音寺市教育委員会等の指導を受け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

### II いじめの防止等のための対策の内容

#### 1 学校における対策

##### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であり、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

##### (2) いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・関係学級担任・スクールカウンセラー）

##### (3) いじめの未然防止

###### ア 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動等を推進する。

#### イ 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロなかよし月間」(6・12月)等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめの防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

#### ウ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

#### エ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

### (4) いじめの早期発見

#### ア 日常的な観察・情報共有等

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、教職員と児童との日々の学校生活についてやりとりをする「連絡帳」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

#### イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童に対する定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。

#### ウ 教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

#### エ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

### (5) いじめに対する措置

いじめが疑われる場合は、速やかに関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。いじめの事実が確認された場合には、一部の教職員で抱え込むことなく、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、当該児童及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

### (6) 教職員の資質の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童のわずかな変化を敏感に察知できるよう、いじめの防止等についての校内研修等を実施する。

### (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(携帯安全教室の実施)

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

## 2 重大事態への対応については、観音寺市いじめ防止基本方針に準ずる。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を講じる必要がある。